浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年１月８日
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

○　行政機関が定める命令等であって、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項各号のいずれかに該当するときは、同条第１項の規定は適用されないことから、同項に規定する意見公募手続が不要となり、同法第 43 条第５項に規定する公示の手続が必要となる。

○　「浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件（案）」は、当該告示第２条第２項及び第３条第２項に掲げる別表に記載する水質検査の方法において参照する日本産業規格の規格番号が変更されたことに伴い、記載した規格番号のみを修正するものであり、行政手続法第 39 条第４項第８号及び行政手続法施行令第４条第２項第２号に該当することから、同法第 39 条第１項に規定する意見公募手続は不要である。

【参照条文】

◎行政手続法（抄）

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

２～４　（略）

５　命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一・二　（略）

◎行政手続法施行令（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条　（略）

２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更